

受 付



【請求期限】

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※但し令和7年3月利用分は同年5月31日必着
 ※年度末退職者及び転出者の令和7年3月利用分は同年4月15日必着

※この用紙はコピーしてお使いになれます

令和6年度「**現職**会員」**映画鑑賞補助** 事後精算請求書

利用映画館

会員1人につき
年度内 **8回** まで

利用年月日

年 月 日 (名分)

【映画 補助対象者】

	所属所	職員番号	利用者氏名	年齢	会員との続柄	購入金額	補助額 (※互助会で記入)
①	所属コード 所属						
②	所属コード 所属						
③	所属コード 所属						
④	所属コード 所属						
⑤	所属コード 所属						

合計
円

～お振込先とご利用回数について～

(公立学校共済組合に届出の口座にお振込みします)
 ・ご家族でご請求の場合は、会員代表者へお振込み、カウントします。
 ・会員同士でご請求の場合は、会員それぞれにお振込み、カウントします。

上記のとおり映画補助事後精算を請求します。

令和 年 月 日

会員代表者

代表者電話番号 () -

一般財団法人 大分県教職員互助会 殿

映画鑑賞後の半券「原本」貼付

※FAXで請求される場合は、必ずそれぞれの半券に利用者氏名をご記入ください。

※半券が重ならないように貼り付けてください。

※この用紙に貼り付けできない場合、別紙貼付用紙を使用してください。

【請求方法】 次のいずれかの方法で請求ください。 ■FAX… 大分県教職員互助会 (097-556-3221) ■郵送 ■持参

現職会員専用

貼 付 用 紙

職 員 番 号	会 員 代 表 者 氏 名

映画鑑賞後の半券「原本」貼付

※FAXで請求される場合は、必ずそれぞれの半券に利用者氏名をご記入ください。

※半券が重ならないように貼り付けてください。